本文第三号の見出しを「（熱電併給型動力発生設備）」に改め、同号中「、第三号」及び「又は第三号」を削り、「満たす機械その他の減価償却資産」の下に「（電気及び熱の効率的な利用に資するものに限る。）」を加え、本文第四号を次のように改める。

四　法第十条の二の二第一項第一号ニ及び第四十二条の五第一項第一号ニの規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に基づく需要開拓支援法人に関する省令第三条の二第二号、第三号又は第四号（同条第二号又は第三号に係る部分に限る。）に掲げる要件を満たす機械その他の減価償却資産（電気及び熱の効率的な利用に資するものを除く。）のうち別表四に掲げるもの

本文第五号中「第十条の二の二第一項第二号ロ及び第四十二条の五第一項第二号ロ」を「第十条の二の二第一項第二号及び第四十二条の五第一項第二号」に改める。

別表一1の項中「別表四1の項及び2の項」を「別表四15の項及び17の項」に改め、別表二3の項を同表4の項とし、同表2の項を同表3の項とし、同表1の項中「（河川水又は海水」を「（河川水若しくは海水又は下水」に、「及び第二号」を「又は第二号に該当するもの及び第三号」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該下水の採水装置（取水ポンプに限る。）並びに採熱用熱交換器及び配管（採水装置から電動熱源機までの間のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する管路若しくは人孔又は専用の搬送ポンプ、ストレーナ、生物付着防止装置、計量装置、貯水槽若しくは自動調整装置を含む。）

別表二1の項を同表2の項とし、同表に1の項として次の一項を加える。

1	中小水力発電設備（水力エネルギーを回転力に変換し、電気を発生させるもの（発電出力が三万キロワット未満のものに限る。）のうち、水車及び発電機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の取水設備、沈砂池、導水路、ヘッドタンク、水圧管路、放水路、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）

別表四を削り、別表三1の項中「又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれら」を「及びこれ」に、「又はタービンから」を「から」に改め、「、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器」を削り、「発電効率（ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあっては、冷暖房エネルギー効率）」を「冷暖房エネルギー効率」に、「七十パーセント」を「百十パーセント」に改め、「（発電出力が十キロワット未満のものにあっては当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとし、ヒートポンプ方式熱源装置を設置するものにあっては当該合計値が百十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）」を削り、同表6の項を次のように改める。

6	高効率電気式誘導加熱炉（加熱用コイルを用いて電磁誘導作用により被加熱物を加熱する電気炉のうち、加熱用の電源装置に半導体インバーター式の電源装置（半導体スイッチング素子を用いるもので、スイッチング速度が十マイクロ秒以下のものに限る。）を用いて電力制御を行うもの（定格入力電力に対する定格出力電力の割合が九十パーセント以上のものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する専用の駆動装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。）

別表三9の項中「限る」の下に「ものとし、これと同時に設置する専用の電力制御装置（制御装置、直交変換装置、充電装置、充放電ケーブル、表示操作器及び系統連系用保護装置から構成されるもののうち、充放電機能を有するものに限る。11の項において同じ。）を含む」を加え、同表11の項中「限る」の下に「ものとし、これと同時に設置する専用の電力制御装置を含む」を加え、同表に次の四項を加える。

15	高断熱窓設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置のうち、日本工業規格A四七一〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二八七以上のものであって建物の窓面積の九十パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓装置に限る。）
	二　高断熱窓ガラス（建物の開口部に設置される複層ガラス又は熱線反射ガラスのうち、日本工業規格R三一〇九に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流率が、三・二未満（北海道に設置されるものにあっては、二・三未満）であるもの又は四・〇未満であって日本工業規格R三一〇九に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱取得率が〇・六五未満であるもの（北海道に設置されるものを除く。）を建物の窓ガラス面積の九十パーセント以上の部分に同時に設置する場合の当該窓ガラスに限る。）
16	氷蓄熱式冷凍機組込型空気調和機（冷凍機を組み込んだ空気調和機のうち、定格日量冷却効率（定格日量冷却能力を冷却に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。）又は定格日量加熱効率（定格日量加熱能力を加熱に要する消費電力量を熱量に換算した数値で除して算出した数値をいう。）のいずれかが三・五以上のもので、かつ、一の室外機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）につき二以上の室内機及び氷蓄熱槽を同時に設置する場合のこれらのものに限る。）
17	高効率照明設備（発光ダイオードを光源とする照明装置（日本工業規格C八一〇五―三附属書Aに掲げる一体形LED照明器具又はLEDモジュール組込みLED照明器具のうち日本工業規格C八一〇五―五に掲げる測定方法によって測定された固有エネルギー消費効率が一ワット当たり九十ルーメン以上のものに限る。）であって、既存建物の階層ごとに当該階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に設置された照明器具の台数の九十パーセント以上に同時に設置する場合又は新築した建物の階層ごとに当該階層の共用部分及び専有部分の天井及び壁に設置する照明器具の台数の九十パーセント以上の数を当該階層に同時に設置する場合の当該照明装置に限る。）
18	定置用蓄電設備（建物及び構築物に設置される蓄電池のうち、蓄電容量の合計が五キロワット時以上（ナトリウム・硫黄電池にあっては、三千キロワット時以上）のもの（電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供されるものを除く。）に限り、これと同時に設置する専用の制御装置、直交変換装置、表示操作器又は系統連系用保護装置を含む。）

別表三を別表四とし、別表二の次に次の一表を加える。

別表三　熱電併給型動力発生設備

機械その他の減価償却資産
熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この表において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この表において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上（発電出力が十キロワット未満のものにあっては、八十パーセント以上）となる場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）

○財務省告示第百号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第五項及び第二十八条第五項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件（昭和四十八年五月大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日　財務大臣　麻生　太郎

別表二1の項中「平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同表2の項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

○財務省告示第百一号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月三十日　財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人平和祈念事業特別基金の項を削る。